

# 社 会 保 険

# いばらき

記事提供：日本年金機構 年金事務所  
全国健康保険協会 茨城支部  
発行：財団法人 茨城県社会保険協会  
水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8F  
TEL.029-226-8005

# 4

## 「学生納付特例制度」をご存知ですか？

2010 APR.  
NO.383

- 被保険者や被扶養者の方の住所が変更になったときは、住所変更届の提出をお願いします
- 生活習慣病予防健診・特定健康診査のご案内



「春の雨引観音」(撮影・桜川市)：日本写真家協会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

# 「学生納付特例制度」をご存知ですか？



20歳以上の学生を扶養されている皆さん  
国民年金保険料の「学生納付特例制度」をご存知ですか？

学生納付特例制度は、所得がない学生の方が、将来、年金を受け取ることが出来なくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受け取ることが出来なくなることなどを防止するため、学生ご本人の申請により国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

## 対象となる方

大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（\*）に在籍する学生で、学生ご本人の前年度所得が基準以下の方  
（\*）「各種学校」→学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程

## 所得の基準

118万円＋扶養親族等の数×38万円

で計算した額以下の所得である場合

## 申請手続き

住所地の市町村役場国民年金担当窓口

なお、平成21年度に学生納付特例制度の適用を受けた学生の方で、平成22年度の申請用ハガキが送付された方については、申請用ハガキに必要事項を記入の上、返信して下さい。

## 学生納付特例期間に係る年金はどうなるの？

「納付」と「学生納付特例」、「未納」は、このように違います。

		納付	学生納付特例	未納
障害基礎年金 遺族基礎年金	(受給資格期間)	● 算入されます	● 算入されます	× 算入されません
		● 算入されます	● 算入されます	× 算入されません
老齢基礎年金	受給資格期間	● 算入されます	● 算入されます	× 算入されません
	年金額に反映	● 反映されます	× 反映されません	× 反映されません

- 障害基礎年金や遺族基礎年金を受給するためには、保険料の納付要件のほかに、一定の受給要件があります。
- 学生納付特例を受けた期間については、年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。
- そのため、学生納付特例が承認された期間の国民年金保険料については、10年以内であれば、さかのぼって保険料を納める（追納）ことができます。（保険料の追納は、原則として先に経過した期間から行うこととされています。また、保険料免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされますので、早めの追納をお勧めします。）

就職したら、学生時代の国民年金保険料を追納することをお勧めします。



詳しくは、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

# 事業主の皆さまへのお願い

## 被保険者や被扶養配偶者の方の 住所が変更になったときは、 住所変更届の提出をお願いします

平成二十一年度より始めました「ねんきん定期便」などの年金個人情報、被保険者の皆さまに直接お送りするためには、正しい住所記録が必要となります。住所変更されたときには、すみやかに住所変更届をご提出いただくようお願いいたします。

- 一、厚生年金保険の被保険者が住所変更したとき  
届出書：厚生年金保険被保険者住所変更届  
添付書類：なし  
提出先：日本年金機構茨城事務センター
- 二、二〇歳以上六〇歳未満の被扶養配偶者が住所を変更したとき  
届出書：国民年金第三号被保険者住所変更届  
添付書類：なし  
提出先：配偶者が勤務する事業所を管轄する年金事務所

### 届出用紙

住所変更届の用紙は、日本年金機構のホームページ

(<http://www.nenkin.go.jp/main/employer/index.html>)

の「健康保険・厚生年金適用

関係手続き」からダウンロードすることができます。



### 年金事務所では 住所一覧表を 提供しています

事前に、「厚生年金被保険者・国民年金第三号被保険者住所一覧表提供申出書」を、事業所を管轄する年金事務所に提出していただきますと、後口、一覧表をお送りします。  
(被保険者が一、五〇一名以上の事業所は、磁気媒体(FD)のみでの提供となります。)  
現在の住所が、提供された住所と異なる場合は、平成二十三年三月までの間は、住所一覧表に朱書き訂正していただくことにより、簡易に住所変更の届出ができます。(事業所ゴム印等及び事業主印の押印が必要となります。)

## 「平成22年度の算定基礎届説明会」は 労働保険の年度更新説明会と合同開催いたします

説明会の開催月は  
6月になります!!



6月初旬に算定基礎届関係の書類を郵送いたします。

到着いたしましたら、必ず、開封のうえ内容をご確認願います。

※社会保険労務士に委託されている事業所は、社会保険労務士にお渡しいたします。

詳しい日程は平成22年5月号でお知らせいたします。

その他、ご不明の点については、事業所を管轄する年金事務所にお問い合わせください。



年に一度はご家族の方も  
健診を受けましょう!!

## 特定健康診査【加入者（ご家族）】

- 特定健康診査は、協会けんぽの加入者（ご家族）の方が受診できます。
- 特定健康診査を受診するには、**受診券**が必要です。  
（平成21年12月までに加入している方には事業所へお送りしております。）
- 年度中（平成22年4月～平成23年3月）1回に限り、協会けんぽからの費用負担（補助）が受けられます。
- 受診券を加入者（ご本人）を通じてご家族にお渡しください。
- 特定健康診査以外のがん検診等は、各市町村または各実施医療機関にお問い合わせください。

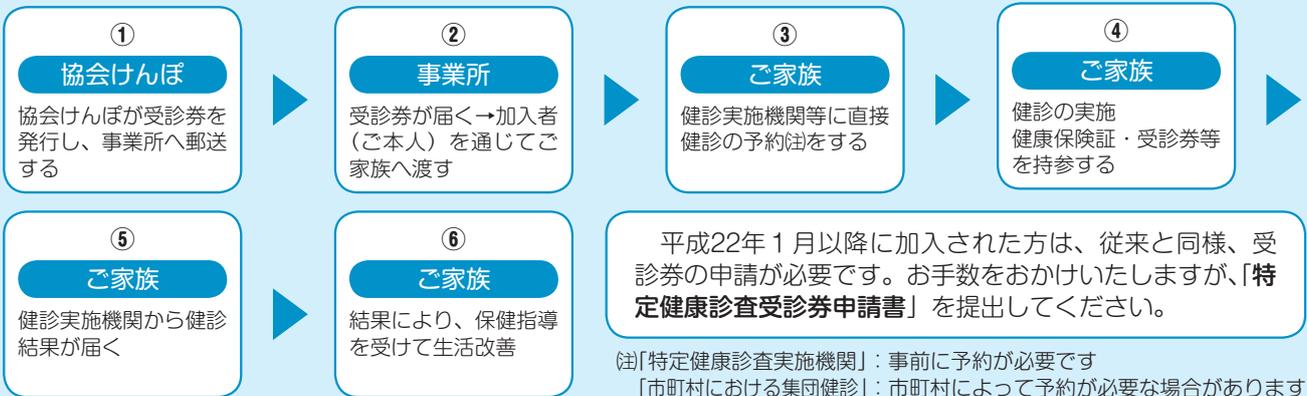
### ★対象者・健診の種類・自己負担額（平成22年度）

対象者	種類	検査項目	自己負担額
40歳以上75歳未満の被扶養者のみ ※今年度75歳になる方は75歳の誕生日の前日まで受診いただけます。	基本的な健診	問診、身体測定、腹囲、血圧測定、尿検査、血液検査	茨城県内では <b>上限 2,540円</b> (費用総額7,940円)
	詳細な健診	貧血検査、眼底検査、心電図 (医師の判断により実施)	茨城県内では <b>自己負担なし</b> (費用総額2,940円)

### ★健診実施機関

茨城県内では、約570ヶ所の特定健康診査実施機関又は市町村で行っている集団健診で受診いただけます。詳しくは、4月上旬にお送りしました実施機関一覧表または協会けんぽホームページでご確認いただくか、協会けんぽまでお問い合わせください。☎029-303-1584（直通）

### ★健診の流れ



### ★健診後の特定保健指導

健診の結果、メタボリックシンドロームのリスクがある方で特定保健指導が必要な方に「**利用券**」をお送りします。「利用券」と「健康保険証」、「健診結果」を特定保健指導実施機関に持参して生活習慣の改善に取り組みましょう。

### お問い合わせ先



全国健康保険協会 茨城支部 保健グループ  
協会けんぽ

☎029-303-1584（直通）  
☎029-303-1500（代表）

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽホームページ <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/> または

協会けんぽ

検索

協会けんぽからのお知らせ

## 生活習慣病予防健診・特定健康診査のご案内

平成22年度の生活習慣病予防健診・特定健康診査のご案内につきまして、4月上旬に各事業所様あてにお送りしました。詳細につきましては、お送りしました**ご案内パンフレット**をご覧ください。

メタボリックシンドロームによる

糖尿病・高血圧・動脈硬化などの予防に!!

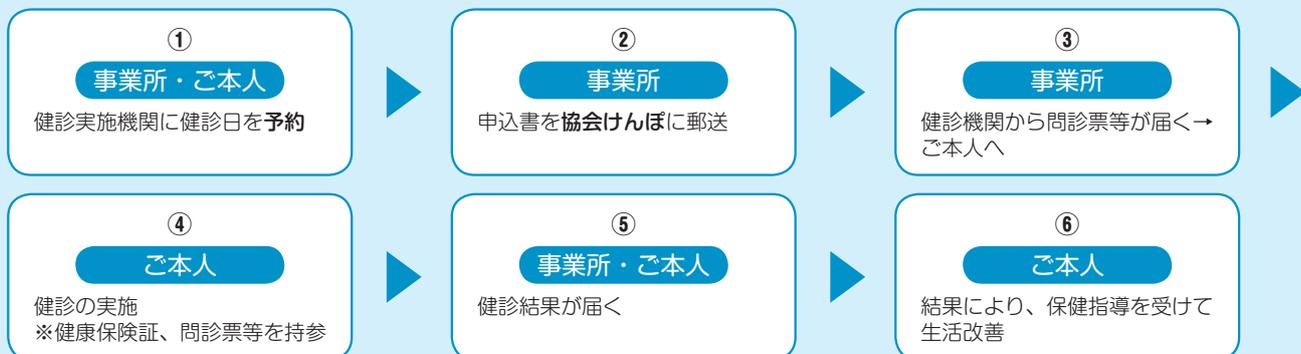
### 生活習慣病予防健診【加入者(ご本人)】

- この健診は、協会けんぽの加入者ご本人のみ受診できます。
- 年度中(平成22年4月～平成23年3月)1回に限り、協会けんぽからの費用負担(補助)が受けられます。
- 受診ご希望の場合は、**事前に健診機関へ予約し、申込書を協会けんぽ茨城支部へ提出してください。**
- 生活習慣病予防健診は、協会けんぽが指定する健診機関で受診することができます。健診実施機関の一覧は4月上旬にお送りしました「生活習慣病予防健診のご案内」または協会けんぽホームページ、トップページ右側保健サービスの「健診実施機関一覧」をご参照ください。

#### ★健診の種類・対象者・自己負担額(平成22年度)

種類	対象者	自己負担額
一般健診	★35歳以上75歳未満 昭和10年4月2日～昭和11年4月1日生まれの方は75歳の誕生日の前日まで受診できます。	上限 6,843円 (費用総額18,007円)
付加検診	40歳、50歳の方のみ。一般健診とセットでのみ受診可 昭和45年4月2日～昭和46年4月1日生まれの方 昭和35年4月2日～昭和36年4月1日生まれの方	上限 4,583円 (費用総額9,166円)
乳がん検診	40歳～74歳の偶数年齢の女性 一般健診とセットでのみ受診可	上限 2,240円 (費用総額7,465円)
	40歳～48歳の方 50歳以上の方	上限 1,666円 (費用総額5,554円)
子宮がん検診	40歳～74歳の偶数年齢の女性 一般健診とセットでのみ受診可	上限 630円 (費用総額2,100円)
	20歳～38歳の偶数年齢の女性 単独で受診可	
肝炎ウイルス検査	一般健診を受診する方 ※申し込みは健診時に窓口で(過去に受けた方は除く)	上限 595円 (費用総額1,984円)

#### ★健診の流れ



#### ★健診後の保健指導

メタボリックシンドロームのリスクの数に応じて、生活習慣の改善が必要な方に行われる保健指導のことで、協会けんぽより保健師が事業所へお伺いして、生活習慣病の予防・改善や健康の維持・増進のための保健指導を実施します。(無料)

# 契約保養施設のご案内



茨城県社会保険協会では下記施設と年間契約を結び、会員事業所さまの被保険者及び被扶養者を対象に宿泊される皆さまの補助を行っております。  
被保険者及び家族の保養・健康増進に是非ご利用ください。

場 所	久慈サンピア日立	袋田温泉思い出浪漫館	ヘルシーパル赤城	磐梯 西村屋	ペンションすすかけの散歩道
住 所	日立市みなと町6-1	久慈郡大子町袋田978	群馬県渋川市赤城町敷島44	福島県耶麻郡猪苗代町蚕養字沼尻山甲2855-144	福島県耶麻郡北塩原村松原菅原山1095
電 話	0294-53-8000	0295-72-3111	0279-56-3030	0242-64-3311	0241-32-2858
補助額	一人一泊につき 1,000円			一人一泊につき 2,000円	
利用資格	財団法人茨城県社会保険協会の事業に賛同し会費を納めている事業所の被保険者及び被扶養者				
その他	各施設 一人二泊まで（年度内） ※予定人員に達し次第、締め切ります。 施設利用料金等につきましては、各施設にお問い合わせください。 ご利用日をキャンセルする場合は、キャンセル料の発生時期が各施設により異なりますのでご確認ください。				

利用補助  
お申し込み方法

施設へ  
宿泊の予約

協会へ施設  
利用承認申  
請書の提出

協会より  
承認書が届く

チェックイン  
時に承認書の  
提出

※保養施設利用承認申請書は、茨城県社会保険協会HPよりダウンロードできます。

利 用 補 助 の  
お申込み・お問い合わせ

財団法人 茨城県社会保険協会 <http://www.ibashaho.or.jp>  
〒310-0021 水戸市南町三丁目4番12号 常陽海上ビル8階 TEL029-226-8005

## 夜間・土曜日も年金相談が受けられます!!

県内の日本年金機構年金事務所及び年金相談センターでは以下の時間帯で年金相談窓口を開設いたします。是非ご利用ください。

現在、相談されるお客様が多く、駐車場がたいへん混み合っております。公共交通機関をご利用されるなどご協力をお願いします。

2010	日	月	火	水	木	金	土	2010	日	月	火	水	木	金	土
5							1	6			1	2	3	4	5
	2	3	4	5	6	7	8		6	7	8	9	10	11	12
	9	10	11	12	13	14	15		13	14	15	16	17	18	19
	16	17	18	19	20	21	22		20	21	22	23	24	25	26
	23/30	24/31	25	26	27	28	29		27	28	29	30			

平日時間延長日 休日開設日

5・6月の月曜日は、年金相談の受付時間を午後7時まで延長します。  
なお、直近のスケジュールは日本年金機構ホームページをご覧ください。  
※月曜日が休日の場合は翌日の火曜日となります。

5月8日(土)・6月12日(土)に年金事務所及び土浦年金相談センターで年金相談を実施します。  
受付時間 午前9時30分から午後4時まで

●受付時間は、午前10時から午後二時までです。

◎日立年金事務所  
十一日(火) 竊東総合福祉センター

十九日(木) 古河商工会議所  
二十日(木) 常総市商工会

◎下館年金事務所  
年金事務所に予約が必要です。  
(古河市のみ)

十四日(金) 龍ヶ崎市商工会  
六日(木) 取手市商工会

◎土浦年金事務所  
年金事務所に予約が必要です。  
(取手市のみ)

二十八日(金) 神栖市商工会渡崎支所  
十二日(水) 鹿嶋市商工会本所

◎水戸南年金事務所  
年金事務所に予約が必要です。

十八日(火) 大子町役場  
十二日(木) 常陸太田市役所

◎水戸北年金事務所

五月の  
年金相談所開設

